

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.1

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 5 日

Sponsor: Australia, Canada, Chile, Costa Rica, Eritrea, Germany, Japan, Kenya, Lebanon, New Zealand, Panama, Portugal, South Africa, Syria, Tajikistan, Venezuela

第 80 回国連総会第一委員会は、

技術の進展が規範形成を先行する状況の中、予防的かつ段階的な措置を講じる必要性を強く認識し、

AI 技術が安全保障分野をはじめとする国際社会に与える急速かつ深刻な影響を認識し、

軍用 AI(LAWS) が人道法や倫理原則に反する可能性があること、また人間の関与なしに致命的判断が下されることがもたらす安全保障上のリスクを強く懸念し、

LAWS の全面的な禁止を国際社会として最終的な目標とすることの重要性を強調し、

安心・安全・信頼できる公共の利益へ寄与が確かな AI 開発・利用のための規制制定を強く望み、

刻一刻と変化する AI 技術の継続的な監視が必要だと確信し、

「意味ある人間の関与 (Meaningful Human Control)」の確保が国際人道法および国際人権法の遵守に不可欠であると強調し、

生成 AI や機械学習を含む AI 技術の軍事転用に関する包括的な議論の場を国際社会が共有する必要があることを考慮し、

AI 技術の軍事利用に関する国際的な対話と協力の枠組みが必要であることを認識し、

1. LAWS の段階的規制においてベレン宣言に基づき以下の順序で進めることを示す;
 - a. 初期段階では自国防衛のみの LAWS の使用を認める;
 - b. 最終的には LAWS の全面禁止;
2. 上記の段階的規制の有効性を保持するために協賛国に定期的な AI の開発状況と運用状況に関して記

されたレポート提出を求める；

3. LAWS を全面的に禁止する；
4. 生成 AI に関しては各国で法整備をすることを推奨する；
5. 生成 AI に法的拘束力を持たない世界共通のガイドラインを作成することを指示する；
6. 上記の条約の締約国の全ての開発者に対し AI のリスクを検証するため軍事・生成 AI の開発前に以下の基準による定期的なテストと認定マークの制定を要請する：
 - a. 安全性・倫理基準への適合；
 - b. 生成物には AI で生成したことを示すラベルが常に使用者・閲覧者が認識できる状態での確実な提示；
 - c. プロンプトを個人情報の保護に最大限の配慮を行なった上で完全に記録・保持することの開発者による保証；
 - d. 開発責任者の確認と保証；
 - e. AI 動作テストにおける上記の事項が認められたものに限り認定マークの授与；
 - f. 認定マークのない AI の、スポンサー国間における利用及び輸出入の禁止；
7. AI の開発企業・施設に対し、開発現場や認定された AI に関しても最新のリスク検証のため定期的な査察・テストを容認し実施するように強く促す：
 - a. 人類に脅威を及ぼしうる人工知能が不能となって破壊され、若しくは検証可能な形で認められた目的に転用されることの確認；
 - b. 加盟国は全て、AI の利用状況や誤作動時の対応やその改善点といったものを記載した報告書を毎年国際連合の AI 諮問機関へ提出；
 - c. 査察官は検証において基準を満たさない・欠陥が認められた AI が査察官の立ち合いのもとに削除することの指示；
8. 国家間で発生した AI の誤作動含む様々な問題に対応する国際機関を国連から独立した立場で設立し、国連に加盟しているすべての国が加盟することを強く促す
 - a. AI に関わる問題の責任の所在についての議論は機関内に設置されている第三委員会にて議論が交わされ、判断が下されることを要請；
 - b. AI に関わる問題をその問題に応じて、部署を設置し専門家が対応することを指示；
 - c. 当機関は、国家間で AI に関する責任問題が発生した際に機能するものの、罰則などの法的拘束力は持たず、各部署が助言。